

横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 2021年7月2日			
ふりがな 団体名	特定非営利活動法人 <small>とくていひえいりりかつどうほうじん</small> みなみ区民利用施設協会 <small>くみんりようしせつきょうかい</small>		
代表者名	代表者 <small>だいひょうしや</small> 大津 幸雄 <small>おおつ ゆきお</small>	設立年月日	2010年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設 10階		
電話番号	045-243-8411	FAX 番号	045-232-9669
沿革 ・ 設立の経緯	<p>◎ 平成7年4月 南区の地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス及び老人福祉センターの管理運営を目的に、当協会の前身である南区区民利用施設協会が任意団体として設立されました。</p> <p>◎ 平成22年6月 不特定多数のものの利益の増進に寄与する団体であることを明確にするため新たに法人格を取得し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会を設立しました。</p> <p>◎ 平成23年4月 南区区民利用施設協会から事業を継承し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会は六ツ川一丁目コミュニティハウスをはじめとする市民利用施設12施設の管理運営を開始しました。毎年、所轄官庁への事業報告書を提出し、貸借対照表に関してはホームページに公表しております。NPO法の改正等に基づき定款の変更申請を行い、平成30年6月1日には横浜市長の認証を得ております。</p> <p>◎ 令和3年(現在) 上記に1施設加わり、地区センター3施設、コミュニティハウス5施設、スポーツ会館・こどもログハウス・老人福祉センター各1施設の指定管理並びに学校施設活用型コミュニティハウス2施設の管理運営を受託して、市民利用施設計13施設の管理運営を中心とした事業を展開し、公益の増進に寄与する活動をしています。</p>		
業務内容	<p>(1) 市民利用施設の管理運営</p> <p>地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス、老人福祉センターの各市民利用施設を乳幼児から高齢者まで障害のある方も含め全ての皆様が安全・快適・公平かつ気軽にご利用いただけるよう管理運営しています。</p> <p>また、地区センター・コミュニティハウス・老人福祉センター・スポーツ会館は、災害時における補充的避難所、福祉避難所、帰宅困難者の一時滞在場所及びボランティアセンター代替施設及び土砂災害による避難施設として災害時の避難所等としての役割を担います。</p> <p>(2) 地域交流等の支援</p> <p>市民利用施設の運営や自主事業の実施を通じて地域の皆様の相互交流を深め、地域との連携を図りながら、まちづくりを推進する事業を行っています。</p> <p>また、生涯学習の機会や場を提供するとともに子育てや青少年育成に係る様々な情報を提供し、地域の皆様の自主的な活動が活性化するよう支援しています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属	みなみ区民利用施設協会事務局
	電 話	FAX	045-232-9669
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における六ツ川一丁目コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

経営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」、「元気が出た」など、また利用したくなる施設を目指します。</li> <li>② 地域の皆様の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。</li> <li>③ 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、お客様の拡大につなげます。</li> <li>④ 無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。</li> <li>⑤ お客様を気遣い相手を慮る「おもてなしの心」で接し、少しでもお客様の喜びにつながる対応をします。</li> </ul>
業務概要	前身の任意団体時代を含め、平成7年から令和2年まで26年間に亘り市民利用施設の管理運営や地域の交流支援事業を実施しています。
主要業務	市民利用施設の管理運営と地域交流支援
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の皆様を対象とした施設の管理運営を主要業務とする団体のため、地域住民を中心に設立された団体です。連合町内会長又はその経験者を主要メンバーとする役員を含め従業員の約84%が南区在住です。</li> <li>② 経理や労務などの事務を事務局に一元化することで管理状況や予算執行状況を分析し、必要な部分に予算を措置する等スケールメリットを活かした管理が可能となります。また定期的に館長会を開催して、お客様からの意見・要望を共有協議し、対策を図ることができます。</li> <li>③ 近年、エレベーターや自動ドア等大事故の発生原因となりうる設備の事前改修に努めるとともに、快適性向上を目的として洗浄器付洋式トイレへの改修やエネルギー消費を減らすLED照明への変更も図っております。インターネットによる予約システムも導入しました。令和2年度は節減に努め、収益費用は1,461万4,485円のプラスとなりました。</li> <li>④ 再生可能エネルギー発電由来の電気を利用しています。横浜市が掲げるゼロカーボンヨコハマの取組を推進させています。</li> <li>⑤ 横浜市SDGs認証制度「第3回認証事業者」として認証を取得しています。</li> </ul>

イ 応募団体の業務における六ツ川一丁目コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

- ◎ 南区の市民利用施設の管理運営と地域交流支援を主要業務とする当協会にとって、六ツ川一丁目コミュニティハウスは六ツ川地区の地域交流を支援するための拠点として欠くことのできない施設です。
- ◎ 六ツ川一丁目コミュニティハウスは、19の自治会町内会を傘下にもつ六ツ川地区連合自治会館の役割を担っており、六ツ川地区社協とともに六ツ川地区連合自治会と連携して事業を展開する必要があります。
- ◎ 福祉活動を支える担い手作りや地域の皆様の交流をより深めるための支援をしていきます。

以上のことに取り組み、南区地域福祉保健計画の六ツ川地区のスローガン『ふれあい六ツ川』を達成することを目指します。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在管理運営している施設種別	施設数	業務区分	(全て南区内の施設)
地区センター	3施設	指定管理	
コミュニティハウス	5施設	指定管理	
コミュニティハウス(学校施設活用型)	2施設	受託管理	
老人福祉センター	1施設	指定管理	
スポーツ会館	1施設	指定管理	
こどもログハウス	1施設	指定管理	

(2) 六ツ川一丁目コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

■設置目的

- ・地域の方々がサークル活動などを通じて、相互交流を深める場となり、「地域の皆様の自主的活動や相互交流のさらなる促進」のための場となる施設を目指します。
- ・乳幼児からお年寄りまでの幅広い市民に親しまれ、地域の活動拠点として、また、地域の居場所として、多くの方に利用され様々な地域活動が展開されることにより、地域コミュニティの醸成や地域の連帯意識の形成へと繋がります。このことは、下記の令和 3 年度区政の基本目標達成に資すると考えます。

■区政運営上の位置付け

南区運営方針：区民の皆さまとの協働のもとで、「あったかい」南区をつくります

運営方針では、「減災」「賑わい」「健やか」「こども」を重点に、変化する社会情勢の中にあっても、地域の元気や暮らしの安心・安全などにつながる取組を通じて、区民の皆さまに寄り添った施策を進めるとしており、この方針に基づき地域の元気を高められるよう関係する施設間で連携し、地域活動を応援し、地域の活性化に向けて施設を運営していきます。

また、地域包括ケアシステム南区行動指針に基づき、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

イ 地域特性、地域ニーズ

- ・六ツ川地区は、弘明寺以西の平戸桜木道路を主軸にした地区で、急勾配の地形をそのままに多様なタイプの街並みが混在しています。京浜急行弘明寺駅から平坦でアクセス便利な場所に六ツ川一丁目コミュニティハウスがあり、周囲には定光寺やマヤ幼稚園があるほか住宅街に囲まれています。ファミリーや夫婦世帯が中心のエリアです。
- ・六ツ川地区連合自治会館の役割があるため連合自治会とは密接な連携・協力関係が求められます。
- ・六ツ川地域ケアプラザでの高齢者の事業は、平地にある当コミュニティハウスで行ってほしいとの声が地域から出ているためケアプラザとの連携が望まれています。

地域ニーズ 第3期 南区地域福祉保健計画 **区民の情（こころ）が生きるまち南区**  
六ツ川地区スローガン **ふれあい六ツ川**  
 ■福祉活動を支える担い手の輪を広げるために ■世代・立場を超えた様々な交流の場をつくるために  
 ■だれもが健康で暮らせる地域にするために ■みんなが安全に、安心して暮らせる町をつくるために

↑ ↑  
コミュニティハウスの運営を通じて支援

- ・六ツ川地区社協主催の食事サービスを通じて地域コミュニティの醸成、高齢者の安全・安心をサポート
- ・3世代交流子育てサロン「カーネーション」の開催を支援し、サロン運営の新規担い手を募集して育成
- ・六ツ川地域ケアプラザと共催し、認知症予防ゲームを毎月開催し、介護予防健康講座を8回開催
- ・地区社協広報紙や地域ケアプラザ広報紙を配架し活動を周知・案内するなど支援
- ・当施設隣接の定光寺と連携し、地域に貢献できる事業を実施

ウ 公の施設としての管理

お客様が、いつでも誰でも「公平公正」、「安全安心」に利用できる、地域に密着した施設とします。

- ・利用者であるお客様の**人権を尊重し、笑顔、親切、平等、公平、公正に対応**します。
- ・利用手続きやルールなどをわかりやすく、ホームページ等を通して広く**情報提供**します。
- ・お客様の意見・要望等を把握して、**サービス向上に取り組み、満足度を高め**ます。
- ・お客様が安全で快適に利用できるよう**職員による確認と改善、整理整頓や清掃を徹底**します。
- ・個人情報保護、プライバシーの保護を徹底し、**知り得たお客様の個人情報が漏れることのないよう守秘義務を徹底**します。
- ・施設の管理運営について当協会及び区役所のホームページ、並びに館内掲示によって、**透明性の確保を図り、説明責任を果た**します。

## (3) 組織体制

## ア 管理運営に必要な組織、人員体制

## 職員の人員及び勤務体制

長年にわたる六ツ川一丁目コミュニティハウスの管理運営の経験を活かし、最少人数で最大効果が生まれるような体制で臨み、人件費の削減に努めるとともにお客様へのきめ細やかなサービスを実現していきます。

## &lt;人員及び勤務体制&gt;

	館長	スタッフ
雇用形態	常勤	非常勤
人数	1名	4名
職務内容	施設管理運営責任者	施設管理運営業務 館長補助
必要な職能 採用条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の企画力</li> <li>・コミュニケーション能力</li> <li>・管理能力</li> <li>・調整力</li> <li>・指導・監督力</li> <li>・幅広い知識経験</li> <li>・地域との連携や施設間連携がとれる人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇能力</li> <li>・誠実</li> <li>・協調性</li> <li>・きれい好きで、明るく接する事ができる人</li> </ul>
勤務体制	平日 8時45分～17時	3交代勤務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A時間帯(土・日・祝日) 8時45分～13時</li> <li>・B時間帯 13時～17時(土) 13時～17時15分(日・祝日)</li> <li>・C時間帯(平日・土) 17時～21時</li> </ul>

## 管理運営のポイント

- ・平日日中は館長1名の勤務体制とし、平日夜間のC時間帯はスタッフ1名の勤務、土曜はA時間帯、B時間帯、C時間帯を各1名のスタッフ勤務とし、日・祝日はA時間帯、B時間帯を各1名のスタッフで勤務する体制とします。
- ・月1回は、館長・スタッフ全員が顔を合わせ、打ち合わせや研修等を行い意思の疎通を図るとともに職員の意識の向上を図ります。また、「連絡ノート」により日々の情報を共有します。
- ・開館前には、お客様に気持ちよく施設を利用していただくよう、館内を確認し、利用環境を整えます。
- ・多くのお客様が触れる手すり・ドアノブ等については、消毒薬を用いて清拭します。
- ・部屋の利用交代のときは必ず、その他にも適宜、館内を巡回してお客様の安全を確保します。
- ・閉館時も、戸締り等を確認し、施設管理簿にチェックをし、翌朝に引き継ぎます。
- ・日・祝日の閉館時刻17:00直前に利用されているお客様にゆっくり帰り支度をしていただき、職員は17:00から施設確認を行います。
- ・当協会が管理している施設間の応援体制を敷くことで、不測の事態でもスタッフの配置が可能です。

## (3) 組織体制

## イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

## 個人情報保護等の体制

個人情報の保護とプライバシーの保護を徹底します。「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、プライバシーを侵害することがないように、業務で知り得たことの守秘義務を徹底します。

みなみ区民利用施設協会「個人情報保護方針」①個人情報を取り扱う目的を明確にする等、扱う際の基本事項、②適正な管理、③従事者の監督、④収集の制限、⑤目的外利用の禁止、⑥研修の実施を徹底します。

- ・協会の事務局長が、個人情報保護の管理者となって、各施設の統括を行います。
- ・館長が個人情報の保護責任者となり、指定管理者としての個人情報保護について中途採用者を含め研修を年1回以上行い、スタッフとともに日常業務を通じて、個人情報が適切に取り扱われプライバシーが保護されていることを確認します。また、日常業務を通じて個人情報の適正管理の重要性について繰り返し周知します。
- ・横浜市が毎月公表している「事務処理ミス状況について」の指定管理者、委託先等での事務処理ミスを職員に周知し、自分のこととして捉え、事務処理ミスの防止に役立てます。

## 職員研修計画

研修体制は、協会主催で全施設共通で行う研修と、施設として主に休館日や日常業務の中で行う研修があります。また、必要に応じて市や区主催の外部研修などに参加します。

	研修名	研修内容	頻度
協会	全体(全職員)研修	休館日に全職員に対し、人権・接遇・防災などをテーマに実施。外部講師による講演、事務処理ミス防止、個人情報保護、指定管理者の心得、お客様対応などについて研修を行います。	1回/年
	AED研修	新採用職員及びAED講習を受けたことの無い職員が、消防署の職員からAEDの使用方法和心肺蘇生法の講習を受けます。	1回/年
	館長研修	館長会(7回/年)に併せて情報公開、お客様対応、人事考課などについて研修と情報交換を行います。	7回/年
	新採用職員研修	協会の運営施設、指定管理者の業務、お客様対応、おもてなしの心、就業規則などについて各施設への配属前に行います。	採用時 1回
施設	個人情報保護研修	4月初旬に館長が講師となり、職場での個別に職員(全員)に対して、個人情報の仕組みとルール、漏えい事故のリスクと対応方法、適切な取扱いなど実務を踏まえた研修を行います。	1回/年
	人権研修	職員全員を対象に、身近な問題を題材にして人権啓発研修を行います。	1回/年
	新人実務研修(OJT)	新しく配属された職員にベテラン職員が仕事の流れ、業務の内容、注意点等を、実務を通して教えます。一通り慣れた時点で習熟度を確認し、必要に応じてフォローします。	採用時 1ヵ月間 複数回
	防災・避難研修	館長から全職員に、災害発生時の対応、館内放送、避難誘導、消火設備や避難器具の使い方の研修を行います。	2回/年
	感染症対策研修	インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等、施設内での感染防止に関する研修を行います。	年1回上 随時
	接遇・マナー研修	スタッフに対し館長から、接客マナー、おもてなしの心、お客様の要望への対応、ハイトスピーチ対応等について研修を行います。	1回/年
	事務処理ミス防止	横浜市の事務処理ミス事例を基に事務処理ミス防止研修を行います。	
障害理解・認知症サポーター研修	地域の福祉施設の方に講師をお願いし、職員を対象とした障害者理解または認知症サポーター講座を隔年で行い、全職員が受講します。	1回/年	

## (3) 組織体制

## ウ 緊急時の体制と対応計画

## 発災時の対応、避難所としての運営に関する考え方

- ・南区と「土砂災害時等による避難勧告等発令時における施設利用の協力に関する協定」を締結し、土砂災害等が発生するおそれのある場合に避難勧告等の発令時には、南区からの要請に基づき求められる「避難所」としての施設使用に積極的に協力します。
- ・平素より「指定管理者災害対応の手引き」に基づき、市民利用施設としての災害等発生時の体制を整備するとともに、スタッフ会議などで土砂災害警戒情報発令時に避難所として施設開放に対する心構えや協力体制を確認していきます。
- ・避難者用の物資（毛布・紙おむつ・トイレパック・LED ランタン）について備蓄します。
- ・地震などの災害時に無料で飲料水が提供できる地域貢献型の飲料自販機を設置します。

## 地域と連携した防災への取り組み

- ・南区役所や地元住民と連携し、地域の防災活動・防災訓練へ参加し、顔の見える関係づくりを実践します。南区防災マップ、ハザードマップを館内に掲示します。
- ・利用者会議の中などで、土砂災害警戒情報発令時に避難所として施設開放する旨の案内をするとともに発令後の避難状況を説明し、地域の方に日ごろから避難の心構えを周知していきます。

## 施設設備の故障、事故、犯罪等を予防する具体的な計画や体制

- ・災害、事件、事故、急病発生時の「緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急事態に備えます。
- ・施設や設備の状況を把握し、保守・保全を適切に行うことにより故障を予防します。
- ・事故事例やヒヤリハットの共有、事故防止マニュアルの作成と遵守などリスクマネジメントの考え方により事故の防止に努めます。
- ・開館中は挨拶や声かけ、定期的な巡回を行います。
- ・利用者安全対策及び犯罪抑止力の向上のため、録画機能を持った高機能の防犯カメラを複数設置し、犯罪抑止力を向上させるとともに日々、職員による館内の定期的な巡回を行います。
- ・感染症発生防止のため、手洗いの励行やマスクの着用について入り口や手洗い場で周知します。

## 事故・災害時等の緊急時の体制及び具体的な対応計画

緊急時に全職員が自ら迅速・的確な対応が取れるよう六ツ川一丁目コミュニティハウス「災害時対応マニュアル」を整備し、火災、事故、地震発生等、その都度実践できるよう、日頃から繰り返し確認し万全を期します。

- ・緊急事態が発生した場合は、すぐに館内の利用者に情報を提供するとともに緊急連絡網をもとに当協会事務局や南区役所等関係者に電話・FAX・Eメール等を駆使して通報するなど臨機応変に対処します。
- ・事故等が発生した場合、南区と協力して事故等の原因調査にあたります
- ・協会管理の直近施設と相互に鍵を常備し、緊急時に施設開錠に対応できる体制を取ります。
- ・防災訓練、避難誘導訓練、AED 操作訓練を定期的実施し、いざというときに備えます。
- ・大雨等の気象警報や地震警報、災害関係情報を把握し、状況に応じてお客様にお知らせします。
- ・六ツ川一丁目コミュニティハウスが消防署と連携し、定期的に行う避難訓練や防災訓練においては、各職員の役割、各設備の点検や初動体制の確認など実践を想定して実施し、有事に備えます。

## (4) 施設の運営計画

## ア 設置理念を実現する運営内容

## イ 利用促進策

## ア 設置理念を実現する運営内容

「全てのお客様が公平に、誰もが気軽に利用できる施設」として、六ツ川一丁目コミュニティハウスは、以下の事業を展開していきます。

## ■地域のみんなの居場所を提供

- ・六ツ川地区社協と連携し、高齢者向け健康体操「爽やかにのび延び体操」の開催や、六ツ川地域ケアプラザと連携し、認知症予防ゲーム「スリーAゲーム」の開催など高齢者が健康を維持しながら生活を楽しんで行けるよう高齢者の介護予防健康づくりの支援に努めます。
- ・六ツ川地区社協と連携して高齢者向け「食事サービス」を毎月行います。毎回100人以上の参加を目標に食事を楽しんでいただき、食事後の余興として演奏等をサポートし、また南警察による振り込め詐欺防止講座などを実施します。
- ・六ツ川地区社協と連携し、高齢者・子育て世代・未就学児という3世代交流サロン「カーネーション」を毎月行います。2階全集会室を開放して高齢者と子育て世代・未就学児がおもちゃで交流しながら地域での「人と人のつながり」を広げていくことを支援します。

## ■地域社会との連携

- ・六ツ川地区連合自治会及び傘下の19自治会町内会などが定期的開催する各種会合、イベントの会場として優先的に提供するなど地域の活動を支援します。
- ・地域の会合や地域行事などにも積極的に参加し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。
- ・「朝市サロン」「カーネーション」「食事サービス」などを通して今後とも地域の多くの方々のふれあいが深まるような活動をしていきます。

## イ 利用促進策

## ■ホームページの充実

- ・施設情報やイベント情報などをタイムリーに提供するとともに、自主事業参加者の活動の様子や「利用者の声」などを紹介します。
- ・地域主催の行事や地域の活動団体の紹介など地域情報を発信します。さらに、お客様向けに各部屋の予約状況(空き部屋情報)を掲載するなどして、利用しやすい施設を目指します。

## ■広報活動の充実

- ・自主事業等のポスターは、地区センターや他のコミュニティハウスと連携して相互に掲示するなど、広報に努めます。

## ■新しい利用内容の開拓

- ・さまざまな自主事業を実施することにより、新しい活動内容のサークルの掘り起こしや、立ち上げを支援します。また六ツ川地区連合自治会、六ツ川地区社会福祉協議会、六ツ川地域ケアプラザと密接に連携して、新たな地域コミュニティを醸成していきます。
- ・六ツ川一丁目コミュニティハウスは、住民の寄付行為により造られた旧財団法人六ツ川町公民館(昭和35年7月)をもとに建設されたことから、各自治会等の要望にも積極的に応え密接な連携を図っていきながら、地域にとってより使いやすい施設とします。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について（※地区センターのみ該当）

- ・利用料金設定について、各部屋、時間帯ごとの料金表と各料金設定の考え方を記述してください。
- ※現状の利用料金体系を変更する場合は、その理由・必要性と設定額等の根拠を示してください。





## (4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

## エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

日常の業務を通して、お客さまとのふれあいを大切にし、その中から生の声を肌で感じることをモットーとしてお客様の声を「改善の宝」と捕らえ、ニーズを把握します。また、地域の会合や集まりに積極的に参加することによって、利用されていない方の意見も含めて収集します。

- ・「六ツ川一丁目コミュニティハウス委員会」及び「利用者会議」の場で、意見や要望を把握します。
- ・館内に「ご意見箱」を常設し、寄せられた意見・要望・苦情等は、その内容とそれに対する回答を館内に掲示します。
- ・利用者アンケートを実施し、アンケート結果及び要望への回答や考え方について館内掲示し、ホームページに掲載します。
- ・利用者アンケートで自主事業企画の要望を把握するとともに、自主事業開催時の参加者アンケートに感想や要望を記入してもらい、次回の企画に役立てます。
- ・把握した意見や要望等は、全職員で共有し、対応を協議して、できるものはすぐに対応します。対応に時間がかかるものや実現困難なものは、丁寧に回答し、ご理解いただくよう努めます。



## オ 利用者サービスの向上の取組

- ・全集会室にヨガマットを常備し、ヨガ系サークルの増加に対応していきます。
- ・高性能印刷機（リソグラフ）とカラーコピー機を配備します。特にコピー機はモノクロ料金で2色カラーに対応でき、町内会のチラシ作成等幅広く活用できます。領収書が同時に発行できる料金機も導入します。六ツ川地区連合自治会をはじめ各サークルのお客様に喜ばれると思います。
- ・会議テーブルやイスは軽くて扱いやすく転倒の心配はありません。トイレは全て温水洗浄暖房便座付の洋式です。
- ・利用者が日常使用する什器を日々点検し、費用対効果を踏まえた什器更新をすすめ、利用者サービス強化に努めていきます。
- ・利用者安全対策及び犯罪抑止力の向上のため、録画機能を持った高機能の防犯カメラを複数設置します。
- ・省エネルギー対策の一環として、全電灯のLED化を行い、窓に断熱型ブラインドを設置するとともに、各部屋へ室温基準を掲示します。
- ・受付不在時にお客様を待たせないようコードレス呼び鈴を受付に置き、2階から速やかに受付に戻れるようにします。



<p>(4) 施設の運営計画</p> <p>キ 横浜市重要施策に対する取組</p>
<p>情報公開 (横浜市の保有する情報の公開に関する条例)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みなみ区民利用施設協会の情報公開に関する規程」に基づき指定管理業務に係る情報を積極的に公開するよう努めます。</li> <li>・運営に関する第三者評価の実施、目標設定・自己評価、コミュニティハウス委員会や利用者会議の内容、ご意見箱や利用者アンケートなどによる利用者等からの意見・要望や対応内容などを館内掲示し、ホームページに掲載します。</li> </ul>
<p>人権尊重 (横浜市人権施策基本指針) 等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営にあたっては、お客さまの人権の尊重を基本とします。また、館長が講師となり、年1回全職員を対象に、身近な問題を題材に人権研修を実施し人権問題への理解を深めます。</li> <li>・ヘイトスピーチが疑われる場合の利用許可不許可の取り扱いに関する研修を実施します。</li> </ul>
<p>環境への配慮 (横浜市環境管理計画)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明のLED化、熱中症予防を考慮した室内の冷暖房温度の設定によりCO<sub>2</sub>を削減します。</li> <li>・廃棄物処理に関して、横浜市のルート回収制度に参加し、分別・リサイクルを進めるとともに施設でのペットボトル等ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制する等リデュースを推進し、温室効果ガスの排出量の減少に努めていきます。</li> <li>・グリーン購入をお客様の理解を得ながら徹底し、環境負荷の少ない(再生・リサイクル等)物品の使用をすすめていきます。</li> </ul>
<p>市内中小企業優先発注 (横浜市中小企業振興基本条例)</p>
<p>物品及び役務の調達、修繕等の発注等にあたっては市内中小企業へ優先的に発注します。</p>
<p>男女共同参画政策 (横浜市男女共同参画行動計画)</p>
<p>男女共同参画に関する講座や相談の場などの情報を提供します。当施設においても男女がともに働きやすい職場づくりに努めます。</p>
<p>子ども子育て支援</p>
<p>子育てを支援する自主事業を拡充します。アクセスのよい施設である当施設の特徴を生かし、乳幼児・未就学児等子育て中の親子・保護者に向けた自主事業に力を入れていきます。ラウンジの図書コーナーに幼児や小学生向けの児童書をさらに充実していきます。</p>
<p>地域の活動拠点として、他の施設とともに地域の課題や情報の共有を図る体制</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・六ツ川地区連合自治会及び連合傘下専門部(老人クラブ・家庭防災・婦人部等)、六ツ川地区社会福祉協議会、六ツ川地域ケアプラザと密接に連携・協力し地域の課題解決に向けて情報共有・サポートしていきます。(六ツ川ふれあい演芸大会の企画運営・広報など六ツ川地区社会福祉協議会と六ツ川一丁目コミュニティハウスで一体となってすすめています。)</li> <li>・区主催の「まるごとみなみ連絡協議会」に参加し、他施設と地域の課題や情報を共有します。</li> <li>・六ツ川地区連合自治会等の会議や地域の集いへ出席し、課題や情報を共有します。</li> <li>・指定管理で長年培ってきた人脈や組織のネットワークにより地域の課題や情報を共有します。</li> </ul>

(5) 自主事業計画

自主事業計画の考え方

コミュニティハウスは、地域の皆様の誰もが気軽にかつ公平に利用できる場所です。  
このような市の施設を身近に感じることができるよう、施設利用のきっかけとして、自主事業を企画します。  
また「地域コミュニティ」の醸成にむけた地域の新たな活動、グループ作りを意識し、地域ニーズを吸い上げたより魅力的な事業を構成していきます。お客様の関心の高い様々な分野の事業を構成していきます。

自主事業計画の特徴と独自性

自主事業の企画にあたっては、第一に六ツ川地区連合自治会及び傘下の自治会町内会の会館の役割を重視し、その活動を支援します。第二にこれまでのお客様の詳細な実態把握結果を踏まえて、高齢者支援や地域コミュニティの醸成を目的として計画していきます。  
テーマとしては、次の内容を意識して構成していきます。

- ① 施設間連携：六ツ川地域ケアプラザと連携した事業
- ② 子育て支援：未就学児と保護者を対象とした事業
- ③ 健康と生きがい：高齢者支援を中心とした事業
- ④ 体験学習：文化教養等幅広い分野に関する事業
- ⑤ 地域コミュニティの醸成：六ツ川地区連合自治会、六ツ川地区社会福祉協議会と連携した事業

自主事業計画の実現性

当施設が行ってきた事業をベースにしながら、六ツ川地区社会福祉協議会、六ツ川地域ケアプラザと連携した事業を積極的に取り入れ、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジが推薦する「街の先生」に依頼する講座や高齢者支援をしている神奈川県の実業も活用して実施してまいります。

また、当施設で現在グループ活動を実践している「街の先生」である講師にも依頼してまいります。六ツ川一丁目コミュニティハウスで活動実績のある団体とも連携していくため、どの事業も確実に行うことができます。

<事業例>

- ・インターネット被害（ワンクリック詐欺など）防止講座（神奈川県からの受託事業者）
- ・キッズ3B親子体操教室（街の先生）
- ・認知症予防スリーAゲーム教室（六ツ川地域ケアプラザ共催：事業を誘致します。）
- ・介護予防普及啓発 GOGO 健康講座（六ツ川地域ケアプラザ共催：事業を誘致します。）
- ・六ツ川ふれあい演芸大会（六ツ川地区社会福祉協議会共催）
- ・初心者パソコン教室（六ツ川一丁目コミュニティハウスで活動サークル講師、街の先生）
- ・初めてのスマホ教室（企業連携）

(6) 施設及び設備の維持管理計画

保守管理

施設利用の「安全」と「安心」を確保するために、専門知識と技術の必要なセクションでは、次のとおり専門業者に委託をし、法定点検や機能維持点検を行い、施設の維持保全に努めます。

六ツ川一丁目コミュニティハウス維持管理一覧表

空調設備点検	4回/年
消防設備定期点検	2回/年
エレベーター定期点検	4回/年
自動ドア定期点検	2回/年
床清掃(洗浄・ワックス)	6回/年
窓ガラス清掃	2回/年
屋上庭園点検・清掃	2回/年
害虫駆除	必要に応じて

自主管理

- ・ 日常的な清掃は職員自身が毎日行います。
- ・ 午前・午後・夜間の時間帯に各1回以上職員が館内を巡回・確認を行って、不具合等の早期発見に努めことにより、損傷の拡大を未然に防ぎます。
- ・ 休館日などには屋上庭園の状況や散水機の稼働、排水口のチェックを行い、早期に不具合を見つけ安定的な管理運営を行っていきます。
- ・ 簡単な修理やテーブルの傷の補修など専門的な技術を要さない修繕は職員自らがを行い、経費縮減を図ります。

修繕等

毎日の巡視点検を重視して傷は小さなうちに、設備の不具合は軽度のうちに、的確に修繕を実施し、建物や設備の長寿命化を図ります。

特に、原因究明が難しいと言われていた雨漏りについて当協会は、長年の管理経験からの的確な修繕を業者に指示することができます。

委託業者による保守点検での指摘事項や日常業務の中から必要とする修繕は、「安全」を優先順位の基準として、横浜市とも協議の上で優先順位を考えながら実施します。

## (7) 収支計画(収入計画)

## ア 収入計画の考え方について

## イ 増収策について(※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

## ア 収入計画の考え方について

## ■自主事業収入

自主事業の収入計画で利益を出すことは考えておりません。魅力あるテーマを企画し、参加者に求める負担金を低く抑え、事業への参加意欲を高め、地域の方々が相互交流し、ひいては、新たな地域コミュニティ団体やグループの形成となるよう、貢献してまいります。

## ■雑収入

- ・コピー機や印刷機は利用者ニーズへのサービス対応ですが、より使いやすく、誰もが認識できる位置に設置します。
- ・敷地内への飲料自販機設置は利用者ニーズを反映しつつ増収に努めます。
- ・コピー機については、モノクロ料金で2色カラーが刷れるので、設置場所に利用案内を掲出します。



## イ 増収策について

## ■自主事業収入

魅力的な自主事業を企画して、適切な料金を設定し、参加率を高めます。

## ■雑収入

自販機については、現状の売れ行き状況を踏まえ、常温商品の設置を含め、利用者ニーズや季節に応じた飲料の種類を販売業者と協議しながら、収入アップにつなげます。

コピー機については、コミュニティハウス便りにも掲載し近隣のお客様に多く使っていただきます。

## ■広告収入

毎月発行している「六ツ川一丁目コミュニティハウス便り」(六ツ川地区連合自治会各傘下の自治会町内会の掲示板への掲示及び各家庭回覧)に広告を掲載し、広告収入を得ていきます。

<p>(7) 収支計画(支出計画)</p> <p>ウ 支出計画の考え方について</p>
<p>職員一人ひとりが経費節減について共通認識を持ち、創意工夫をして日々の業務にあたります。</p> <p>費用対効果を考え、効率的かつ効果的な支出に努めるとともに、適切な予算の執行となっていることを定期的にチェックします。また、協会が複数の施設を統括して管理運営することのスケールメリットを生かして、支出の削減・縮減化を図ります。なお、経費節減ばかりに目が向き、施設の安全性やお客様サービスの低下を招かないよう十分注意して運営管理します。</p>
<p><b>人件費</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な運営管理とお客様に安全で快適なサービスを提供できる配置人員を確保し、適切なロテーション勤務により、効率的・効果的に業務を推進します。また、職員の不測の事態にも柔軟に対応できる体制とします。</li> <li>・業務を見える化して、業務の標準化、最適化、マニュアル化などにより、誰でも同様なサービスを提供できるようにし、非効率な業務を減らすことによりサービス向上を図ります。</li> <li>・近隣地域から職員を採用し、支給の上限も設け交通費を抑制します。</li> </ul>
<p><b>事務費</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務機器やシステム等の故障によって業務に与える影響が大きいものは、経年劣化や老朽化を考慮し、壊れる前の更新や予備品のストックなどにより、不具合発生時に備え業務に支障がないように努めます。</li> <li>・備品・消耗品は、施設利用のために欠かせないものを除き、必要最低限の購入にとどめます。なお、多く消費するものは、まとめ買いによりコスト縮減を図ります。</li> <li>・一定額以上の物品購入は複数業者からの見積もりを徴収し、価格を比較し経費の節減を図ります。</li> <li>・ネットからの商品情報の収集や100円ショップの活用などにより経費の抑制に努めます。</li> <li>・コピーは両面コピーで紙の消費縮減、期限で廃棄する資料等も裏紙利用できるものは再利用します。</li> <li>・資料や文書を電子化し、活用することでペーパーレスに努めます。</li> </ul>
<p><b>光熱水費</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない時間帯の照明や昼間で明るい廊下等の照明をこまめに切るなど電気使用量の低減を図ります。</li> <li>・お客様に不必要な照明の消灯や空調温度の設定調節など啓発し、理解を得ながら電気・ガス使用量の低減に努めます。</li> </ul>
<p><b>管理費</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な修理や修繕、部品交換、塗装補修など施設管理者で対応できるものは、材料や部品を購入し、職員が直接行うことで修繕費の節減を図ります。</li> <li>・日頃から施設の状況を把握し、異常が発見された際には、速やかに適切な対応が取れるようにします。</li> </ul>
<p><b>自主事業</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズを考慮した魅力あるテーマを企画し、参加者に求める負担金を極力低く抑え、多くの方に参加していただけるよう努めます。</li> </ul>
<p><b>利用者サービス</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・扱いやすい会議テーブルやスタッキングチェアの更新など、これまでの実績を踏まえて利用者が日常、使用する什器を絶えず点検し、費用対効果を考慮しながら効率的に更新していきます。</li> <li>・利用者アンケートやコミュニティハウス委員会、ご意見箱の要望を踏まえて利用者サービスの向上に努めます。</li> </ul>



(8) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

【基本的考え方】 目に見えないウイルスの体内への入り口は、目・鼻・口の粘膜です。六ツ川一丁目コミュニティハウスにおける新型コロナウイルス感染症の対策は、感染源となるウイルスを施設内から排除することです。それには第一に換気によって施設外に排出し、次に消毒薬によってウイルスをやっつけます。お客様には、手洗いやアルコールの塗布、マスクの着用をお願いし、人と人の距離を設けた上で、利用していただくようにいたします。






また、受付カウンターには感染防止用ビニールシートを設けて感染防止を万全にします。

具体的な感染防止対策

1 お客様に安全にご利用いただけるよう、職員・スタッフ一人ひとりが対策を徹底しています。

- ①出勤時の体調チェック（37.5度以上の発熱や体調不良の場合は自宅待機）
- ②受付カウンターに感染防止のビニールシートの囲いを設置  
- ③受付での金銭のやりとりはトレイで行う
- ④勤務時間中及び通勤時のマスク着用
- ⑤ドアノブ・手すり・エレベーターのボタン・電気スイッチ・トイレの床等を適宜消毒
- ⑥自動ドアのプッシュ式開機能にセンサー機能を追加
- ⑦館内換気の徹底、換気をするための網戸の設置(全室)
- ⑧館内各所に手指消毒液、備品用消毒液を設置（事務所等における消毒液の在庫確保）
- ⑨横浜市からの通知に基づき、必要な利用制限や休館等の対応を迅速に実施
- ⑩お客様の利用状況を把握し、必要な情報をプライバシーに考慮しながら保健所へ提供する

2 お客様へのお願い

-  ①自動体温測定器により入館者全員の体温測定
-  ②ソーシャルディスタンスの確保（部屋の定員の上限）
-  ③個人利用のお客様に感染発生時の緊急連絡先提出のお願い
-  ④団体利用のお客様に利用毎の参加者名簿の作成と保管をお願い
-  ⑤利用目的に応じた感染対策の遵守

他施設等での感染防止対策実績

既管理他施設では、上記感染防止対策を実施し各施設を発生源とする感染症は起きていません。

コロナ禍における自主事業開催の工夫

- 1 開催に際して上記「感染防止対策」を徹底
- 2 安心して参加していただけるよう「感染防止対策」を事前に参加者に伝えるとともに、対策への協力・理解を依頼
- 3 オンライン化するにはどうしたらよいか自主事業で伝達。「オンライン会議の開催方法」等
- 4 ICTを活用し新しい形のオンライン自主事業を提供。「オンラインヨガ、オンラインセミナー」等

感染防止の観点を踏まえた予約受付

- 1 Web予約の推進：来館せずとも、抽選会を開催せずとも予約受付可能
- 2 電話予約の推進：Web予約ができない高齢者等への対応や電話による予約方法の提供
- 3 来館による予約：申請人カウンターに感染防止のビニールシート囲いを設置、お客様には事前に体温測定と手指消毒の実施依頼、マスク着用による感染防止。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川一丁目コミュニティ ハウス

## 令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

## I. 指定管理料

(単位：千円)

提案額 (a)	12,698	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	12,698	
差引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

## II. 令和4年度収支予算書(総括表)

## 1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入 [A]	95	
雑入 [B]	550	
小計 【ア】 ([A]~[B])	645	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	12,698	【ウ】 - 【ア】
小計 【イ】 ([C])	12,698	指定管理料
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	13,343	

## 2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	7,443	
事務費 [b]	1,528	
自主事業費 [c]	251	
管理費 A (光熱水費等) [d]	650	
管理費 B (保守管理費等) [e]	1,731	
公租公課 [f]	700	
事務経費 [g]	1,040	
支出合計 【ウ】 ([a] ~ [g])	13,343	



単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川一丁目コミュニティ ハウス

## 令和4年度収支予算書

## 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位: 千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入		詳細別紙 自主事業計画書 (様式3)	ア 95	
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A] 95
雑入	印刷代		カ 250	
	自動販売機手数料		キ 300	
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B] 550
小 計 【ア】		施設運営収入計	645	[A]~[B]

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス

## 令和4年度収支予算書

## 2 支出の部内訳 (ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

	項目	内容等	金額		
人件費	正規雇用職員		ア		
	臨時雇用職員		イ		
	対象外の人件費		ウ	429	ウ-1~ウ-4
	通勤手当		ウ-1	380	
	健康診断費		ウ-2	43	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	6	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4		
	小計		[a]	7,443	ア~ウ
事務費	旅費		エ	8	
	消耗品費		オ	460	
	会議随費		カ	5	
	印刷製本費	コピーカウンター料金	キ	100	
	通信費		ク	175	
	使用料及び賃借料		ケ	372	ケ-1~ケ-2
		横浜市への支払い分	ケ-1	22	
		その他	ケ-2	350	
	備品購入費		コ	100	
	図書購入費		サ	10	
	施設賠償責任保険		シ	8	
	職員等研修費		ス	5	
	振込手数料		セ	5	
	リース料	LED設置	ソ	240	
	手数料		タ	30	
	地域協力費		チ	10	
			ツ		
		テ			
	小計		[b]	1,528	エ~テ
自主事業費			[c]	251	
管理費A	電気料金		ト	650	
	ガス料金		ナ	400	
	上下水道料金		ニ	170	
	小計		[d]	1,220	ト~ニ
管理費B	清掃費		ヌ	219	
	修繕費		ネ	520	
	機械警備費		ノ	133	
	設備保全費		ハ	859	ハ-1~ハ-6
		空調衛生設備保守	ハ-1	233	
		消防設備保守	ハ-2	34	
		電気設備保守	ハ-3	592	
		害虫駆除清掃保守	ハ-4		
		駐車場設備保全費	ハ-5		
		その他保全費	ハ-6		
	共益費		ヒ		
			フ		
			ヘ		
	小計		[e]	1,731	ヌ~ヘ
公租公課	事業所税		ホ		
	消費税		マ	700	
	印紙税		ミ		
	その他( )		ム		
	小計		[f]	700	ホ~ム
事務経費	本部分		メ	940	
	当該施設分		モ	100	
	小計		[g]	1,040	メ~モ
小計【ウ】		施設管理運営経費計		13,913	[a]~[g]